

# 弁護団からのお知らせ

栃木県北原発被災者弁護団 2015年7月

## 1 ご家族の方も弁護団メールニュースにご登録ください

弁護団では、申立人の皆様に弁護団メールニュースをお届けしています。現在、9号まで発行しました。メールニュースでは、ADRの手続きの進捗状況などを迅速にお知らせしていきます。

弁護団メールニュースには、世帯代表者だけでなく、申立人の方であればご家族の方でもご登録いただけます。ご希望の方は、以下のいずれかの方法でご登録ください。

① 弁護団ウェブサイト（[www.tochihoku-adr.net](http://www.tochihoku-adr.net)）から

② 登録フォームから

短縮アドレス：[goo.gl/uX4Tmv](http://goo.gl/uX4Tmv)

または右のQRコードをご利用ください。



③ メールから

jimu@tochihoku-adr.net まで、件名に「弁護団メールニュース登録希望」とお書きいただき、以下の情報をお送りください。

- 氏名（フルネーム）
- 整理番号（封筒宛名ラベルに記載）
- 登録したいアドレス

## 2 住所・連絡先の変更を必ずお知らせください

申込時から、住所・連絡先等の変更があった方は、必ず下記のいずれかの方法で弁護団までお知らせください。

① 弁護団ウェブサイト（[www.tochihoku-adr.net](http://www.tochihoku-adr.net)）から

② 変更フォームから

短縮アドレス：[goo.gl/is8cxR](http://goo.gl/is8cxR)

または右のQRコードをご利用ください。



③ 郵送で

弁護団事務局（住所は裏面参照）まで、以下の情報を郵便でお送りください。

- 氏名（フルネーム）
- 整理番号（封筒宛名ラベルに記載）
- 新しい連絡先
- 同時に連絡先を変更する申立人の氏名

### 3 第2次募集は当面見送ります

この度、第2次募集のご案内を、当面の間見送らせていただくことになりましたのでお知らせいたします。

弁護団では、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）への集団申立てに参加を希望する方を、昨年12月25日を締め切りとして募集いたしました。同日までにお申込みいただき、かつ、5月11日までに申込のための必要書類が整った方について、弁護団ニュースレターでご報告させていただいたとおり、6月15日、ADRセンターへの申立てを行いました。また、5月11日以降に書類の不備が補正された方についても、後ほど追加で申立てを行い、第1次申立てに合流していただく予定です。

一方で、12月25日の締め切り後も、多くの皆様より、集団申立てへの参加希望を伺っていたことから、これまでは、第1次申立て後に、申立人の第2次募集を開始する予定である旨をご案内してきました。

しかしながら、昨年お申しいただいた方の半数以上に申込書類の不備・不足があり、これまで弁護団では、書類を補正する業務に多くの時間と労力を割いてきました。

また今後は、ADRセンターが私たちの申立てに沿った和解案を提示するよう、弁護団も、栃木県北ADRを考える会も、センターでの主張・立証に注力していく必要があります。特に、今回は弁護団の想定を超える多くの方々にご参加いただいたことから、当初の想定以上に、申立て後の活動が必要になることが見込まれます。

これらの事情を踏まえ、弁護団では、第2次募集のご案内を当面の間見送らせていただきます。第2次募集へのご参加や周囲の方への呼びかけを検討されていた皆様には大変恐縮ですが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

（栃木県北原発被災者弁護団 弁護団長 尾谷恒治）

#### 栃木県北原発被災者弁護団

〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-4-5 北の丸ガラスゲート 5階

早稲田リーガルコモンズ法律事務所気付

ウェブサイト：[www.tochihoku-adr.net](http://www.tochihoku-adr.net) メールアドレス：[jimu@tochihoku-adr.net](mailto:jimu@tochihoku-adr.net)

電話番号：050-3691-3715

（留守番電話にお名前・整理番号・電話番号・ご用件をお残してください。）

なお、常勤の職員はおりませんので、折り返しにお時間をいただくことがあります。）